平成２８年（フ）第５８号
三重県伊勢市中島２丁目９番７号
債務者　山口　尚美
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
沖縄県宮古島市平良字下里1749番地２　丸富マンション２　510号
債務者　石垣　福美
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第１１５号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2911番地３－303号
債務者　細貝　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１３４１号
名古屋市守山区吉根１丁目1906番地　ローリエ202号
債務者　深川　優子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３６６号
名古屋市中川区大地１番地の８　万場荘Ｔ－１棟304号、住民票上の住所名古屋市中村区八社１丁目32番地　エムズハウス１Ａ号
債務者　加藤　麻貴
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７１号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅２棟426
債務者　藤田　妙子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４９７号
愛知県春日井市岩成台５丁目８番地18　陽和ハイツ３号、従前の住所愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　27号棟504号室
債務者　五味　　綾
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２６号
名古屋市北区織部町１番地の９　県営織部住宅１棟116号
債務者　西山廣安こと西山広安ことＣＨＯ　ＳＵＫＲＥＡこと趙石来こと　趙　　石来
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３４号
高知市高須新木６番39－１号
債務者　長崎　信彦
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３５号
高知市高須新木６番39－１号
債務者　長崎　恵子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１７６号
さいたま市北区日進町２丁目991番地
債務者　中島　　信
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９７号
埼玉県川口市戸塚５丁目17番29号　ブルーメゾン東川口Ｂ－203号
債務者　柏渕　明子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３３号
さいたま市大宮区大成町１丁目325番地
債務者　柳川　哲也
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２９６号
さいたま市桜区町谷３丁目23番29号　コーポさくら103号
債務者　内田　治人
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６９号
埼玉県春日部市中央２丁目24番地14　田島ハイツ102号
債務者　岩瀬千英美
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５３４号
埼玉県草加市長栄１丁目731番地７　ロマーノガーデン101号
債務者　金子　大輔
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５３５号
埼玉県草加市長栄１丁目731番地７　ロマーノガーデン101号
債務者　金子真由美
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係